

介護保険法に基づく名称等の変更等の届出の生活保護法に基づく指定介護機関の変更届とみなすことについて①

○ 現行制度

- ✓ 介護保険法による指定を受けた介護機関は、生活保護法において指定を受けたものとみなす（生活保護法第54条の2第2項）。
- ✓ 生活保護法第54条の2第2項に基づく指定を受けた介護機関が介護保険法による取り消し又は効力の停止を受けた場合、生活保護法において効力を失う（生活保護法第54条の2第3項）。
- ✓ 生活保護法上の指定介護機関の名称等の変更等（※）については、介護機関は、介護保険法及び生活保護法それぞれの届出先に別途届出を提出することとされている（生活保護法第50条の2、第54条の2第5項及び同条第6項）。

47 （※）指定介護機関において、届出すべきとされている項目：
変更（名称、所在地、管理者氏名等）・事業の廃止・事業の休止・事業の再開

○ 生活保護法・介護保険法における届出先の違い

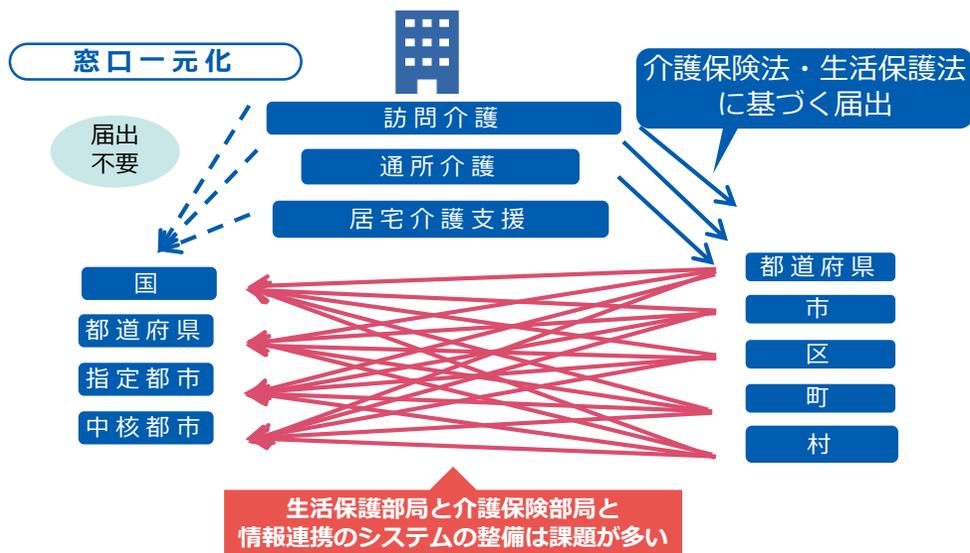
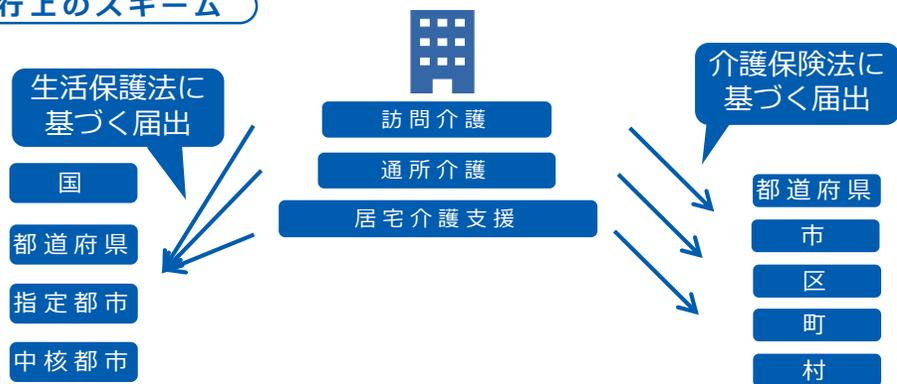
- ✓ 生活保護法上の指定介護機関の変更届出先は、都道府県、指定都市、中核都市
 - ✓ 介護保険法上の介護保険取扱機関の変更届出先は、指定居宅サービス事業所等は都道府県、地域密着型サービス等は市区町村
- 生活保護制度と介護保険制度で、届出先自治体自体が異なる場合は、自治体を跨いだ情報連携が必要。

介護保険法に基づく名称等の変更等の届出の生活保護法に基づく指定介護機関の変更届とみなすことについて②

○ 介護保険及び生活保護の指定及び届出関係事務の窓口一本化に係る課題

- ✓ 生活保護制度と介護保険制度で、自治体間の担当部局が異なることに加え、届出先自治体自体が異なる場合があり、自治体を跨いだ情報共有にあたって窓口を一本化するためには、自治体の事務負担が増加する
- ✓ 生活保護部局と介護保険部局の情報連携のためのシステムを構築するためには、各自治体内及び自治体を跨いだ情報連携のために新たな事務負担が生じるとともに、システム及びネットワークの整備が必要となり、全ての自治体がシステムを整備するための費用等に係る調整・合意を得ることは困難
- ✓ 自治体間でシステム等の整備状況にばらつきが生じると、システム等の整備が完了した自治体にあっても、アナログでの情報連携が必要となる

8 現行上のスキーム



○ 対応方針（一次回答）

- ✓ 指定介護機関の届出先である都道府県等は、正確な変更届に係る情報を把握するため、介護保険制度上の届出先から、介護事業所の変更届等に係る情報の提供を受ける必要があるが、両者の届出先が事業所・施設の種別により様々に異なる場合がある中で、事務負担等の観点から困難であると考えます。

参照条文

○生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（抄）

（変更の届出等）

第五十条の二 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（介護機関の指定等）

第五十四条の二 （略）

2～4 （略）

5 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第一号、第八号及び第十号を除く。）、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定取消等を可能とすることについて

○現状

- ✓平成25年の生活保護法改正以前に、介護保険法上の介護保険機関としての指定等と別に生活保護法上の指定介護機関としての指定を受けた場合にあっては、生活保護法上の指定取り消しを、介護保険法上の指定取り消しとは別途行うこととされている。

○見直しにあたっての課題

- ✓平成25年改正法施行以前に指定を受けていた指定介護機関は、生活保護法第54条の2第1項に基づく指定を受けたものとみなすこととされている（平成25年改正法附則第6条第1項）。
- 59 ✓生活保護法上の指定介護機関としての指定を介護保険取扱機関としての指定と別に受けている場合、それらは別制度の申請によりそれぞれ別途指定を受けていることから、介護保険取扱機関としての指定を取り消されても、指定介護機関としての指定を取り消すこととはしないと整理されている。
- ✓そのため、平成25年改正法施行以前に指定を受けた指定介護機関にあっては、介護保険法上の指定取り消しに連動して指定介護機関の指定が取り消されることは、法制上、介護機関にとって事後的な不利益変更となるおそれがある。

○対応方針（一次回答）

- ✓平成25年改正法施行以前に生活保護法上の指定を受けた介護機関について、介護保険法上の指定の取消しにより、生活保護の指定介護機関の指定を失わせることとすることが可能か検討してまいりたい。

参照条文

○生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（抄）

（指定の申請及び基準）

第四十九条の二（略）

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二～九（略）

3・4（略）

51

（介護機関の指定等）

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

2 介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

4・5（略）

参照条文

○生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）（抄）

附 則

（指定介護機関に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧法第五十四条の二第一項（旧道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項（新道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けたものとみなす。

2 （略）